

第5．監査の結果及び意見

1. 個人市民税

(1) 概要

①過去3年間の決算の状況

個人市民税の平成24年度から平成26年度までの納税額の推移は次のとおりである。

(単位：千円、%)

平成24年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	19,895,996	19,600,483	-	303,555	98.5
滞納繰越分	1,079,654	236,275	41,694	801,791	21.9
個人市民税合計	20,975,650	19,836,758	41,694	1,105,346	94.6

平成25年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	19,782,355	19,513,511	-	284,395	98.6
滞納繰越分	1,101,713	225,223	44,461	832,165	20.4
個人市民税合計	20,884,069	19,738,735	44,461	1,116,561	94.5

平成26年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	19,932,324	19,674,277	-	266,393	98.7
滞納繰越分	1,112,590	230,849	57,811	824,025	20.7
個人市民税合計	21,044,914	19,905,126	57,811	1,090,418	94.6

②個人市民税の減免制度

(ア) 減免実績

平成22年度から平成26年度の減免制度の申請並びに減免額の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

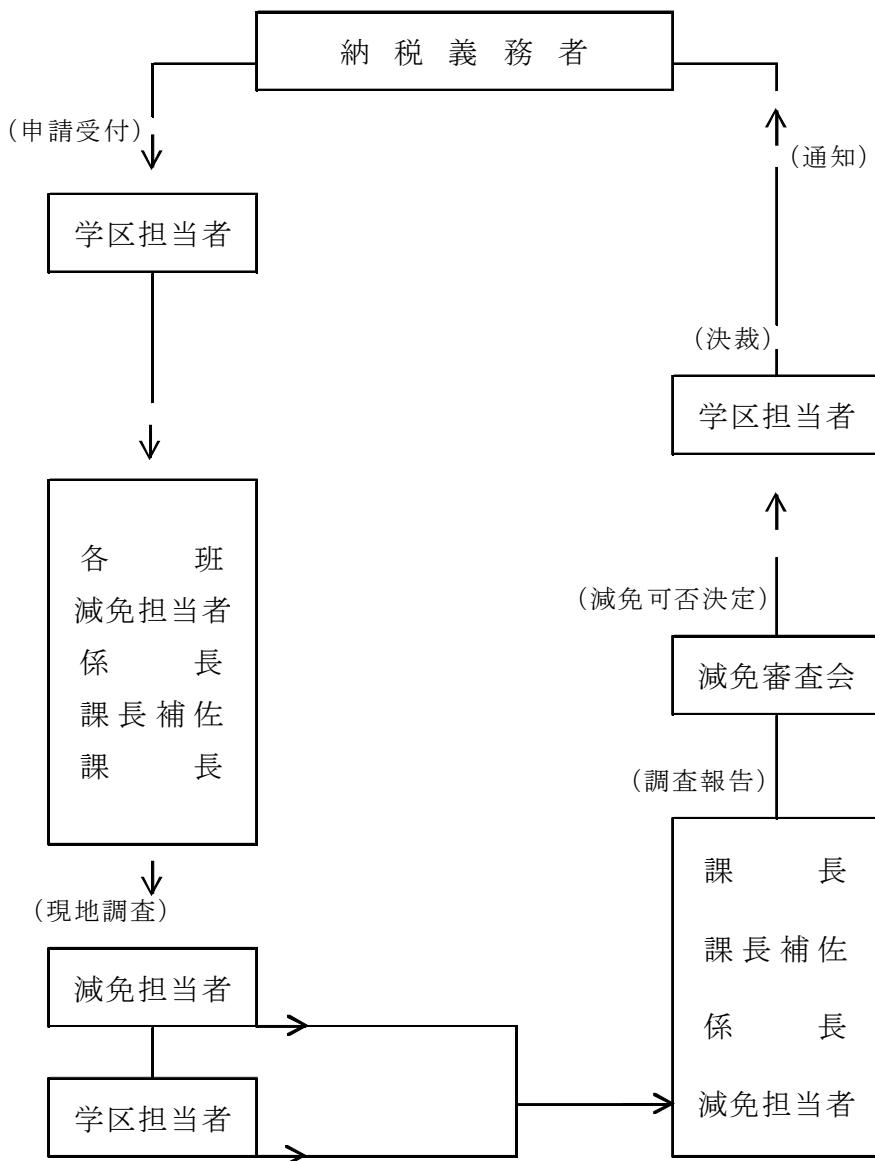
年度 / 種類		生活保護	失業者	災害	合計
平成 22 年度	申請件数	18	2	1	21
	減免件数	18	-	-	18
	減免額	695	-	-	695
平成 23 年度	申請件数	11	1	-	12
	減免件数	11	-	-	11
	減免額	288	-	-	288
平成 24 年度	申請件数	8	1	4	13
	減免件数	8	-	-	8
	減免額	696	-	-	696
平成 25 年度	申請件数	14	1	71	86
	減免件数	14	-	71	85
	減免額	481	-	4, 268	4, 749
平成 26 年度	申請件数	11	-	-	11
	減免件数	11	-	-	11
	減免額	538	-	-	538

平成 25 年度の災害による減免申請件数の増加は台風 18 号による激甚災害の指定を受けたことによるもので、国民健康保険料や固定資産税などの減免措置と併せて行われたものである。

過去 5 年間において、平成 25 年度の台風 18 号の災害によるものを除けば、減免適用されたものは生活保護に係る減免の 62 件だけで、他の失業者に係る減免や災害に係る減免は全て減免申請棄却となっている。

(イ) 減免申請に係る事務処理の流れ

減免申請に係る事務処理の流れは以下のとおりである。



③未申告者への対応と臨戸訪問調査

個人市民税の未申告者への対応と臨戸訪問調査の流れは以下のとおりである。

(ア) 未申告者と未申告呼出対象者

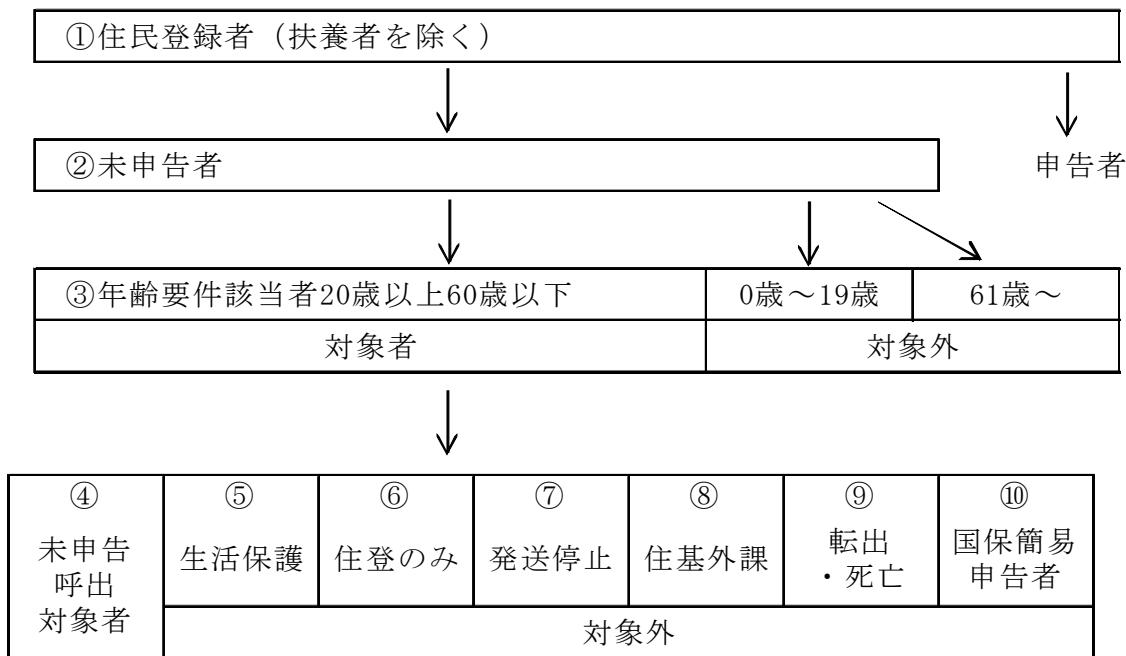
未申告者への対応や所得調査は「平成 26 年度市民税・県民税未申告調査要領」並びに「市民税・県民税未申告調査にかかる事務概要」に基づき実施することとなっている。

まず、住民登録者のうち、他の者の被扶養者となっている者以外の者を申告対象者と捉える。そのうち、申告済みの者以外の者を未申告者と捉え、

一定の事務手続を行うこととなっており、平成 26 年度の要領によると以下のとおりである。

	日付	事務手続内容
①	8月 21 日	未申告カードの出力 税務システムから未申告カードを出力し、内容確認と抜取簿の作成
②	9月 5 日	未申告者に対して市民税・県民税申告書を郵送
③	9月 10 日～9月 12 日	税務窓口や市内各支所にて申告受付 相談者に対して申告指導

しかし、未申告者全てが未申告呼出対象者とはなっておらず、以下に示す条件により、その対象者を絞り込んでいる。



①	住民登録者 (扶養者を除く)	住民登録者のうち、他の者の扶養者になっている者を除き個人市民税申告義務者として抽出する。
②	未申告者	①のうち、給報提出者、所得税確定申告者及び個人市民税申告者以外の者を未申告者として捉える。
③	年齢要件該当者 20歳～60歳	②のうち、20歳以上60歳以下の者を未申告呼出対象者とする。
④	未申告呼出対象者	③のうち、⑤～⑩以外の者に対して、申告書を送付する。
⑤	生活保護	生活保護受給者
⑥	住登のみ	住民登録は市にあるが、市内での居所や収入が確認できない者。海外移住者や行方不明者等が該当

		する。
⑦	発送停止	窓口や電話で市民税申告書の発送停止を申し出た者。
⑧	住基外課税者	住民登録は市にあるが、他市町村にて課税が行われている者。
⑨	転出・死亡	課税年度の前年1月2日以降の転出者又は死者。
⑩	国保簡易申告者	国民健康保険の簡易申告で所得を35万円以下と申告している者。

上記④のみを未申告呼出対象者として特定し、申告書を送付して自主申告の受け付けと申告指導を行っている。

(イ) 臨戸訪問調査

上記未申告呼出対象者のうち、申告を行った者以外の者で一定の者に対して臨戸訪問調査を行っている。臨戸訪問調査は「平成26年度市民税・県民税未申告者の臨戸訪問調査及び調査課税実施要領」に基づき実施することとなっており、その概要は以下のとおりである。

対象者	未申告呼出対象者のうち、指定期間（9月10日～9月12日）に申告書の提出がなかった者及び国民健康保険の簡易申告において前年度の所得が35万円以上あることが明らかになっている者で、下記除外者以外の者。
除外者	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度ゼロ申告書 ・前年度未申告者 ・夫が単身赴任の妻及びその子 ・前年度課税資料が退職給報のみの者 ・学生寮、その他施設入所者、及び病院等入院中の者 ・9月5日に申告書を送付したが不達となった者 ・国民健康保険料簡易申告において所得が35万円以下の者 ・生活保護受給者 ・市外転出者
調査期間	【平成26年度】 平成26年度10月6日～11月21日
調査対象者の選別	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者全てに対して臨戸訪問調査を実施するのではなく、対象者から市県民税の課税が見込まれる納税義務者を学区ごとに各学区担当者が選別する。 ・職員1人あたり2～3学区を担当する。 ・明文化された対象者選別の基準はないが、各学区担当者が過去の課税状況から、申告の失念や給報の未提出などが予測され、ある程度の市県民税の課税が見込ま

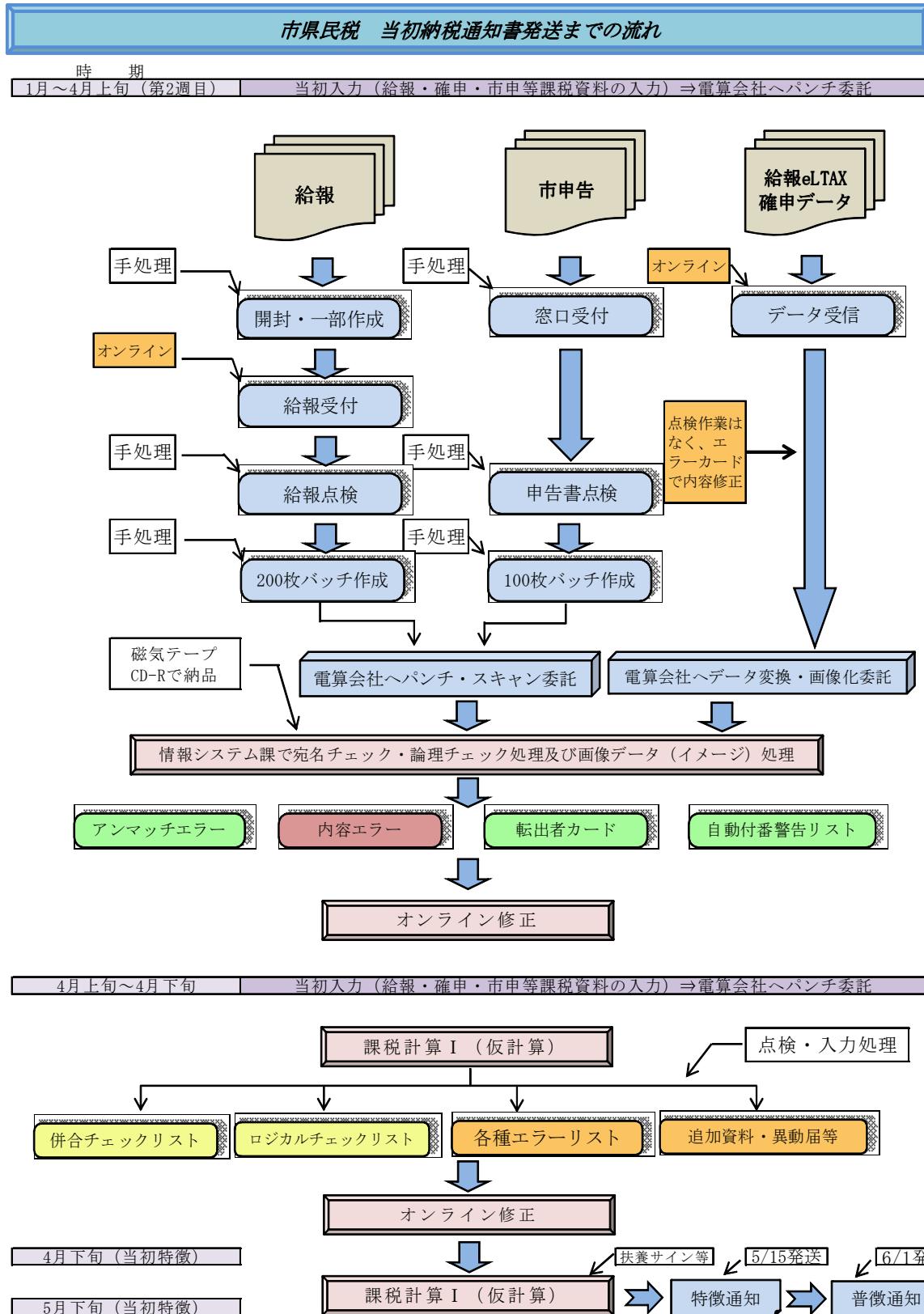
	<p>れる者を選別する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨戸訪問調査実施前に電話での所得調査も行い、課税が見込まれる者には申告勧奨を行う。
調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各学区担当者2人一組となり、担当学区内の調査対象者の臨戸訪問を実施する。 ・個人事業者等、所得税が課税されそうな者には所得税の確定申告を指導する。 ・申告交渉等の経過を未申告カードに記入する。 ・単身赴任者の妻等については、夫の氏名、住所（勤務先）を未申告カードに記入する。 ・国外転出者については、出国日、出国先、帰国日を未申告カードに記入する。 ・臨戸訪問調査を行った納税義務者の未申告カードに、報告書を添付して回議する。 ・所得税の申告義務がある納税義務者について、税務署へ調査依頼を送付する。

【臨戸訪問調査実績】

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
対象者（人）	3,051	3,230	3,302	2,744	2,516
臨戸訪問調査内訳	申告受付	2	0	2	4
	申告指導	37	22	22	42
	留守	44	43	31	73
	不明	1	8	7	10
	再送	27	3	17	10
	その他	5	14	0	7
	12月末合計	116	90	79	146
うち、後日申告数	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計

④税総合システムによる事務の流れ

税総合システムによる当初納税通知書発送までの流れは以下のとおりである。



市民税課は、上記図における作業工程毎の詳細なマニュアルを作成しており、事務作業の均一化や効率化に努めている。

【作業工程毎のマニュアル一覧】

マニュアル名	主な記載内容
給与支払報告書の開封・一部作成・バッチ作成について	各事業所から送られてくる給与支払報告書を開封する時の注意点。 給与支払報告書（総括表）への一部書き込み手順。 給与支払報告書を200枚1冊のバッチ（綴り）にまとめる手順。 徴収区分によりバッチの表紙を色分ける手順。
給報受付マニュアル	各事業所から送られてくる給与支払報告書の受付処理、事業所検索、データ入力、新規登録並びにデータ修正。
事業所宛名検索・登録・修正マニュアル<個人住民税担当者用>	事業所宛名を登録する時や修正する時の注意点。 宛名の名称を入力する時の注意点。
給報点検マニュアル	給与支払報告書、総括表の点検方法。 個人別明細書、e L T A X 給報、年金支払報告書の点検方法。
宛名コード検索マニュアル	税総合システムにおける課税対象者の検索操作方法。
扶養否認事務マニュアル	不適切な配偶者控除及び扶養控除の申告を調査・否認し公平公正な課税を行う為の作業手順。
294条3項通知について	市において住基外課税を行う場合の作業手順。
法定資料事務マニュアル	税務署から提供される法定資料により、上場株式の配当額や報酬、料金の支払額を基に住民税の課税を行う作業手順。
法定資料照会・入力マニュアル	税務署から提供される法定資料と納税者本人の申告内容を照会する作業手順。 職権課税をおこなう場合の入力方法。
国保照会等のマニュアル	市民税課以外の課から個人所得などの照会依頼があった場合の作業手順。 所得証明書の発行、発送の作業手順。
当初検索・異動入力マニュアル	税総合システムにおける検索操作方法。 税総合システムにおける新規登録操作方法。
月次検索・異動画面マニュアル	税総合システムにおける月次処理の操作方法。
エラーカード処理マニュアル	給報系エラーカードや確申系エラーカードの処理のポイント、処理方法。

普通徴収変更通知書発送事務マニュアル	市民税額の変更があった場合や徴収方法が変更になった場合の変更通知書、納付書等の発送手順。
異動届 入力マニュアル	特別徴収の対象となっていた者が退職や転勤により異動した場合の入力方法。 督促状、催告書の発送方法。
退職所得の賦課及び調定について	退職所得に係る市民税の課税事務の流れ、内訳書及び特別徴収票の取扱い、入力方法。

税総合システムによる課税の大まかな流れは、まず、当初課税時において、給与支払報告書、確定申告書、市・県民税申告書、年金支払報告書等の内容を1件ずつオンライン入力することではなく、これらの課税資料を全てデータ化し、基幹システム（税総合システム）に直接取り込む。次に、税の制度上の不具合や個人を特定することができない等、システムの理論的エラーが発生した場合、エラーカードが出力される。そして、各担当者は、この出力されたエラーカードを見て、コード及び数値と資料イメージを比較しながら、どこに誤りがあるのかを見出し、データの修正を行い、正確な課税処理を行う。なお、課税資料のデータ化は全て外部業者へ委託している。

⑤均等割課税

(ア) 均等割額の計算

個人市民税の均等割額は年額3,500円である。

これに滋賀県民税の均等割額である2,300円を加算した5,800円が、市によって徴収される。

なお、平成25年度以前は市の均等割額3,000円、県の均等割額1,800円の合計4,800円である。

(イ) 事業所均等割額

市内に事務所や事業所を設けているが、住所が市外となっている個人事業者は、市から均等割額のみの課税を受ける。

市は、以下の事務手順でこの事業所均等割課税対象者を特定し、課税通知書と納付書を送付して均等割額の賦課徴収を行っている。

1	大津税務署から大津税務署管内における所得税確定申告書データが全て市に送付される。データの種類は電子申告によるe-TAXデータと提出された申告書に基づき作成された国税データである。
---	---

2	税システムに1のデータを取り込む。 税システム上の「アンマッヂエラー」により、住民登録がない者のリストが作成される。
3	2のリストと税システム内にある課税台帳に収められた確定申告内容を画面上で突合し、営業所得のある者を選別する。
4	3で選別した者のうち、過年度も事業所均等割課税を受けている者は、課税通知書と納付書を送付する。
5	4以外の者は新規事業開業者とし、事業所等の現地確認を行い、事業所等の存在が確認できれば、事業所均等割課税対象者と認定し、課税通知書と納付書を送付する。現地確認は事業所等を外観確認するのみで、納税者と接見はしない。
6	上記4と5の事業所均等割課税対象者のリストを表計算ソフトで作成する。

過去3年間の事業所均等割額のみの課税状況は次のとおりである。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	78件	59件	72件
決算額 (内県民税)	374,400円 (140,400円)	283,200円 (106,200円)	417,600円 (165,600円)
均等割額	平成24年度・平成25年度 4,800円（うち県民税1,800円） 平成26年度 5,800円（うち県民税2,300円）		

なお、市内に事業所のみを開設している個人事業主への均等割課税に対して以下の原因により、市民税課は網羅的に課税対象者を把握できないない現状である。

- ・個人事業の開業届出書の提出が義務付けされていない。
- ・所得税確定申告書に住所地と事業所地が併記されていない場合がある。
- ・大津税務署以外の税務署からは均等割課税対象者の情報は来ない。

例えば、住所地が草津市内で事業所が市内である者は、所得税の納税地を住所地か事業所地かを選択できるため、所得税の納税地を草津市内の住所地として、草津税務署で確定申告を行えば、草津税務署で受け付けた確定申告書は市には送付されない。この場合も市内における事業所均等割課税は発生するのだが、市民税課の通常の業務の中では、対象者を把握することはできず、現地調査等で事業所を確認するほか手立てがない状況である。

市民税課によると、場当たり的な現地調査を行ったとしても、税収や人件費を考慮すると、有効な手段とは考え難いことから現地調査は行っていないとのことであり、現状困難な課題である。

(ウ) 所得割額の計算

個人市民税の所得割額は、次の計算式により算定される。

課税総所得金額＝前年の各種所得金額（i）－所得控除（ii）

所得割の額＝課税総所得金額×6%－調整控除（iii）－税額控除（iv）

⑥個人住民税の特別徴収

(ア) 意義

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入する制度である。

（出典：総務省・全国地方税務協議会 「事業主のみなさん 個人住民税は特別徴収で納めましょう」パンフレット）

(イ) 法的根拠

所得税を徴収している事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならない（地方税法第321条の3、第321条の4、市税条例第48条、第49条）。

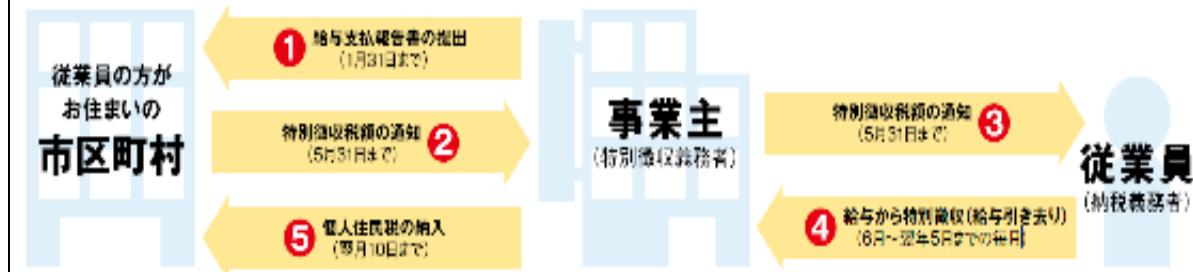
事業主が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、納期限内に納税しなければならない（地方税法第321条の5、市税条例第50条）。

事業主は事業不振などを理由に納入しないことは認められておらず、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった場合は、業務上横領に類似するものとして罰則規定が設けられている（地方税法第324条）。

(ウ) 個人住民税の特別徴収の流れ

個人住民税の特別徴収の流れは次のとおりである。

特別徴収制度のしくみ



(出典：総務省・全国地方税務協議会 「事業主のみなさん 個人住民税は特別徴収で納めましょう」パンフレット)

(エ) 特別徴収義務者を捕捉する手続

特別徴収制度においては、個人住民税の特別徴収の流れにも記載のとおり、まず、事業主から給与支払報告書が提出されることが前提となっている。そのため、給与支払報告書の提出漏れを防止するため、次のとおりの手続を実施している。

- (i) 税総合システムより前年度に給与支払報告書の提出実績のある事業主を抽出（11月初旬）
- (ii) 抽出した事業主に対して市様式の給与支払報告書を送付（12月初旬）
- (iii) 事業主より給与支払報告書の提出を受ける（1月末）
- (iv) 未提出の事業主へ催告はがきを送付（3月下旬）

(オ) 普通徴収から特別徴収への切替え促進に関する取組

滋賀県と県内全市町では、個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主を対象に、平成28年度までに特別徴収への完全移行を実施する予定としており、市では以下の取組を実施している。

年度	取組内容	対象事業所数等
平成26 年度	予告通知 10月	488 普通徴収事業所（県内在住5名以上）
	戸別訪問 9月～10月	126 事業所訪問（市内在住5名以上）
平成27 年度	予告通知 8月	1,198 普通徴収事業所（市内在住1名以上）

	予告通知 10月	302 事業所（市内在住1名以上かつ県内在住5名以上）※8月に予告通知送付済は対象から除く
--	-------------	---

(カ) 特別徴収義務者に対する徴収手続・折衝状況

特別徴収義務者に対する徴収手続は、他の滞納者と同様の扱いとしている。折衝状況は、他の滞納者と比べ、地方税法第324条の規定（前記）もあり厳しい折衝を行うようにしている。

(キ) 給与特別徴収の収入状況

給与特別徴収による個人市民税（現年度課税、滞納繰越区分）の収入状況は次のとおりである。現年度課税の調定額及び収納率については僅かに増加している。

（単位：千円、%）

年度	区分	調定額	収入額	収納率
平成24年度	現年度分	13,967,366	13,952,419	99.8
	滞納繰越分	38,850	11,341	29.1
平成25年度	現年度分	13,965,792	13,955,020	99.9
	滞納繰越分	38,092	8,756	22.9
平成26年度	現年度分	14,054,818	14,045,024	99.9
	滞納繰越分	38,176	11,927	31.2

(ク) 特別徴収の推移

平成22年度から平成26年度までの特別徴収の推移は次のとおりである。給与支払報告書を補足するための手続の実施や、普通徴収から特別徴収への切替え推進に関する取組の実施により、徐々に特別徴収が増加している。

（単位：人、事業者数）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①給与所得者	115,384	115,804	116,622	116,732	116,908
②特別徴収実施事業者	85,756	87,306	88,527	89,176	91,433
③特別徴収率（%）	74.3	75.4	75.9	76.4	78.2

(2) 実施した監査手続

- ① 個人市民税の課税事務について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、事務の概要を把握した。

- ② 減免制度について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、制度の概要を把握した。
- ③ 減免について、減免申請書を閲覧し減免申請への対応状況を確認した。
- ④ 未申告調査について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、事務手続の概要を把握した。
- ⑤ 未申告者調査について、未申告者台帳並びに臨戸訪問報告書を閲覧し、未申告者への対応状況を確認した。
- ⑥ 課税対象者の税務システム上の各種管理区分について、担当者への質問及び区別リストの閲覧を行い、区分の分類や管理体制を確認した。
- ⑦ 所得調査について、サンプル抽出により課税台帳を閲覧し所得調査の実施状況を確認した。
- ⑧ 事業所均等割課税について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、課税状況を確認した。
- ⑨ 給与特別徴収について、特別徴収を捕捉するために利用している一覧等の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、特別徴収義務者を網羅的に把握するために、どのような手続が執られているかどうかについて検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① 減免申請棄却について（意見）

過去 5 年間の減免申請により減免適用されたものは、平成 25 年度の激甚災害指定を受けた災害減免 71 件と生活保護減免 62 件を除けば 0 件である。

上記の激甚災害指定減免と生活保護減免以外の過去 5 年間の減免申請数自体も少なく、失業者減免 6 件と災害 5 件であるが全て棄却されている。

この現状について市民税課に質問したところ、以下の回答を得た。

- ・生活保護法の規定による被保護者は保護認定日以降の納期分は減免となる。
- ・減免申請の棄却は、所得や預貯金の状況から「著しく市県民税の納付が困難」（市税条例第 56 条、市税規則第 46 条）とは認められなかったことが理由である（担税力有と判断）。

しかし、減免制度マニュアルには「担税力が低下して減免する必要がある場合に限る」との記載はあるものの、具体的な担税力低下の基準数値が示されておらず、減免審査会の判断に委ねられている。

減免申請に係る判断の一貫性の無さを示す一例として、平成 24 年度の災害減免申請 4 件の内 1 件の申請理由は集中豪雨による被害で、床上浸水による泥混入により家財や自家用車などに大きな損失が生じ、被害額も 90 万円以上であり、被害にあった申請者の収入状況や貯蓄額も高額ではなかつたにも関わらず、市は災害減免基準を満たさず、担税力があると判断し申請を棄却している。

これに対し、平成 25 年度の台風 18 号による災害については、激甚災害指定されているため、全壊や半壊などの被害状況のみにより、減免額が 100% 又は 50% と決定されており、減免審査会において、所得や預貯金の状況といった担税力は考慮されていない。

ただし、減免制度マニュアル 4 処理細目(4)不時の災害、盜難等により市民税の納付が著しく困難であると認められる者（所得金額の 10 分の 10 以内）の規定の中に、「災害が激甚災害として指定された場合は、固定資産税の減免の例により計算された額に準じて減免するもとする。」とあり、この場合に限り、市民税の担税力の有無を判断する必要はない解することもできる。

しかし、市が平成 25 年 10 月に改正した「地方税の軽減又は免除について」の趣旨である「納税義務を軽減又は消滅させることによって租税負担の均衡をはかる」観点からすれば、上記申請者と台風 18 号のケースで減免基準が統一されていないと考えられる。安易に減免申請を受理することは避けなければならないが、減免制度の本来の趣旨に鑑み、特別な事情により真に納税が困難となっている市民の助けとなるような仕組みや案内方法を工夫し、現状よりも柔軟な運用を検討すべきである。

更に、減免審査会の構成メンバー（税務長、課長、課長補佐、係長、減免担当者、学区担当者）は減免担当者やその上司であり、判断の客觀性を担保するためにも、構成メンバーの在り方についても検討すべきである。

なお、市は平成 27 年度において減免制度マニュアルを全面的に見直し、減免審査会を廃止する方向で検討している。

減免審査会については、市が平成 25 年 10 月に改正した「地方税の軽減又は免除について」において、次のとおり規定されている。

3. 減免の審査

- (1) 減免審査会は税務長、課長、課長補佐、係長、減免担当者、学区担当者で組織し審査する。
- (2) 減免担当者は調査の終了した減免申請を審査会に諮る。
- (3) 減免審査会は、調査書及び基準等を勘案のうえ、申請者ごとに決定する。

②減免制度の案内について（意見）

市の減免申請件数は他の中核市に比べて少ない状況であり、平成24年度における比較概要は以下のとおりである。

中核市	大津市	高槻市	奈良市	高知市
人口（人）	340,339	356,329	364,836	338,397
市民税調定額 (百万円)	19,836	19,937	22,576	15,653
減免人数（人）	8	126	33	155
減免額（円）	696,500	4,955,200	1,217,500	6,024,700

市の減免人数が少ない原因の一つに、市民に対する減免制度の案内が不十分であることがあげられる。

市と同じ中核市である、尼崎市、奈良市、高槻市及び高知市の各ホームページには減免制度についての説明があるが、市のホームページには減免制度の案内がない。ホームページにおける比較概要は次のとおりである。

中核市	ホームページの案内
大津市	個人市民税のサイト内に「東日本大震災に係る市税の減免・減額制度等があり、各担当窓口へお問い合わせください。」と記載されているが、個人市民税の減免制度そのもの案内は見当たらない。
尼崎市	個人市民税のサイト内に減免サイトがあり、注意事項や制度の内容、申請条件など詳しく記載されている。
高槻市	個人市民税のサイト内に減免についての説明が記載されている。
奈良市	個人市民税のサイト内に減免制度の説明が記載されており、減免制度関係の条例及び規則の抜粋が掲載されている。
高知市	市民税課のサイト内に災害減免についてのみ詳しく記載されている。

また、市民税課によると、市では窓口等で対応する場合の市民向けの冊子や説明文も用意していないとのことである。

市の減免制度の利用者数が他の中核市と比べて極端に少ない状況であることを認識した上で、減免利用者数が多い方が良い、というものではないが、減免制度を広く市民に案内することも行政サービスの一環であることから、ホームページへの掲載や、冊子など市民向けの案内文の作成を検討すべきである。

③未申告者の絞り込みについて（意見）

(1)概要 「③未申告者への対応と臨戸訪問調査」で述べたように、市では未申告呼出対象者のみに申告書を郵送し、自主申告の受け付けと申告指導を行っている。

その件数と税額は次のとおりである。

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
未申告呼出対象者数 (人)	3,812	3,782	3,602	3,461	3,202
うち、申告書提出件数 (件)	374	448	443	411	408
税額（千円）	8,240	4,365	6,028	6,233	6,070

上表に示すように、未申告呼出対象者数に対して概ね12%の申告率であり、税額は4百万円から8百万円程度である。

市は未申告者のうち、一定の規程（市民税・県民税未申告調査課税実施要領等）を設けて申告勧奨を行う対象者を絞り込み、申告を促しているが、この対象者の絞り込み作業 자체は課税事務負担軽減を主目的としたものであり、課税漏れを効果的に防止するための方法となっているとは言い難く、特に次の者を未申告呼出対象外としていることは、課税の公平性の観点からも見直しが必要である。

対象外区分	対象外の理由
0歳～19歳	未成年のため、所得が少ない。
61歳～	60歳定年退職で年金以外の収入は少ない。
発送停止者	本人からの依頼により、申告書を送っていない。
発送不達者	申告書を発送したが不達となった者

④61歳から70歳の未申告者について（結果）

平成27年9月2日時点での61歳から70歳の未申告者239件のうち18名について、調査を行った結果、平成26年度において申告漏れあるいは課税漏れの可能性のある者が9名検出された。詳細は以下のとおりである。

対象者	年齢	所得の状況等
A	62歳	平成25年7月に他市から市へ転入。平成26年度は国保簡易申告にて1,029千円の給与所得あり。
B	65歳	平成24年度・25年度は不動産所得で申告済み。ただし寡婦のため、両年度の市民税は非課税。
C	70歳	平成24年度・25年度は未申告。平成26年度は国保簡易申告にて1,172千円の給与所得あり。

D	63歳	平成24年度・25年度は営業所得で申告済み。平成26年度は国保簡易申告にて1,600千円の営業所得あり。
E	63歳	平成22年7月に申告書不達となり、以後申告書発送停止扱いとなっている。
F	65歳	平成27年9月時点では未申告であったが、その後自主申告があった。給与収入800千円
G	64歳	平成24年度・25年度は給与所得で申告済み。但し、両年度とも合計所得金額1,250千円以下の寡婦である為、市民税は非課税となっている。
H	64歳	平成24年度・25年度は営業所得で申告済み。平成26年度は国保簡易申告にて1,136千円の所得あり。
I	70歳	平成25年7月に市へ転入。国保簡易申告にて960千円の雑所得（公的年金）あり。

注1：年齢は平成27年9月2日時点での年齢である。

注2：国保簡易申告とは「国民健康保険料に係る所得申告書」における申告内容をいう。

まず、上表の対象者Fは、監査時点では申告済みで、税額も確定しているので、課税漏れではないが、上記③に示す61歳以上の呼び出し対象外扱いとなっているため、自主申告がなければ、課税漏れの可能性があった。

また、上表の対象者BとGは平成24年度及び平成25年度の申告状況から平成26年度も非課税扱いになると推測されるが、所得が増額していた場合には申告漏れとなる可能性もある。そして、上表の対象者A、C、D、H及びIについては、国民健康保険加入者で国民健康保険料を決定するための国民健康保険料に係る所得申告（以下「国保簡易申告」という。）を行っている。この場合、市民税が未申告であっても、本来であれば国保簡易申告に基づき、市民税については調査課税を行い、国保簡易申告における所得金額から基礎控除額33万円を控除し、税額を確定させているはずであるが、市は未申告の状態で課税せずに処理を終えている。

つまり、これらの対象者については、所得が確定している、あるいは、いくらかの収入がある、と推測されるが、年齢を基準とする市の絞り込み方法により、61歳以上は未申告呼出対象外となるため、追加調査の対象外となっている。

また、平成25年度課税についても同様に61歳から70歳の未申告者リスト（平成28年1月時点）219件のうち11名について調査を行った。結果、平成25年度において申告漏れあるいは課税漏れの可能性のある者が5名検出された。

市民税課によると、以下の理由により 61 歳以上の者について未申告呼出対象者から除外しているが、たとえ除外したとしても課税漏れの可能性は少ないと考えているとのことである。

- ・定年退職後で収入が少ない
- ・所得税の確定申告者は課税済み
- ・年金収入については課税済み
- ・給与支払報告書提出者は課税済み

近年、労働基準法の改正により定年退職の年齢を段階的に 65 歳まで引き上げている会社が増えつつあり、60 歳を超えても現役世代と同じ労働環境で働いている者も増えている。

市はこのような社会情勢を踏まえるとともに、課税漏れ防止を強化するため、61 歳以上を未申告呼出対象外とする現在の運用において以下の 2 点を改善する必要がある。

対象年齢を 60 歳から 65 歳に引き上げる。

年齢制限により未申告呼出対象外となった者について、過去 3 年間程度の申告状況をモニタリングできるシステムを構築する。

なお、65 歳を超える者を未申告呼出対象外とすることを否定するものではない。

⑤申告書発送停止・不達について（意見）

市は何らかの理由で本人から「申告書を発送しないでほしい」との申し出があれば、税総合システム上、電子的に発送停止の記録を付す運用をしている。一度発送停止が記録されると、それがシステム上解除されるまでには、発送停止が自動継続され、申告書の発送対象として抽出されない状態が続く。

つまり、一旦発送停止扱いにすれば、市が意識的に解除しない限り、申告書を送ることもなく、未申告呼出対象者となることもない。なお、申告書が不達となった場合も同様の状態となる。

例えば海外赴任などの理由で本人から発送停止の申し出があり、一旦申告書の発送を停止にしたとしても、その後海外から帰任したかどうかを適切にモニタリングしていないのであれば、発送停止を自動継続するべきではない。また、納税者にとってみれば、申告書が送られてこないことにより納税意識が薄れるとも考えられ、結果、課税漏れとなる可能性が高まる。

課税の公平性の観点からも、申告書発送停止・不達の取扱いを見直すべきである。

⑥臨戸訪問調査について（意見）

事務負担等を考慮すれば、全ての未申告者に対し調査を行うことは困難であり、一定の調査除外規定を設けて対象者を絞り込み、電話調査及び臨戸訪問調査を行っている現状は十分理解できるが、電話調査の実績報告書がない状況や臨戸訪問調査の報告書が実施件数のみの報告書であり、臨戸訪問調査の効果・成果を把握・記録しているものがないなど、調査としてはその効果等の検証可能性に乏しく、不十分である。

更に、臨戸訪問調査報告書に添付されている「未申告カード」に訪問記録や所得の状況が記載されているが、担当者により記載内容・水準に乖離があり、担当者によっては詳細を把握することができない事案が散見された。

臨戸訪問調査の報告書の記載様式、要求事項を工夫すべきであり、電話調査の実績報告書も作成すべきである。

また、臨戸訪問調査の訪問件数のうち、約半数以上が留守であり、訪問時間や事前連絡などの工夫が必要である。

総括すると、未申告者に対する呼出・申告勧奨・所得調査など、相当な労力を使い事務作業が行われているが、後追い調査や管理が行われていないため、これらの事務作業が、どれだけ申告書提出に繋がったのかを検証できない状況にある。

⑦事業所均等割課税の課税漏れについて（結果）

平成 24 年度から平成 27 年度の事業所均等割課税対象者のリスト「事務所・事業所課税一覧」から、継続して事業を行っていると思われる者で、各年度のリストに名前が載っていない者を対象に調べたところ、以下の課税漏れがあった。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数	2 件	2 件	2 件	1 件
税額	9,600 円	9,600 円	11,600 円	5,800 円

上記のうち 2 件は平成 24 年度よりも数年前に事業を開始し、事業所を市内に開設しており、所得税の確定申告書からも開業年月日が明らかであるにも関わらず、市は平成 26 年度において新規課税扱いとしていた。

また、上記のうち数件は継続して所得税の確定申告をしている者であつたが、市民税課で確認ができておらず課税漏れとなつた。

課税漏れの原因は、税総合システムの「アンマッチエラーリスト」から、均等割課税のみの対象者を絞り込む作業にあると考えられる。市民税課によると、前年の事業所均等割課税対象者のリストと突合しながら、所得税確定申告書の内容をチェックしていることであるが、前年の所得が少なく、均等割課税が非課税となつていれば、このリストにすら載らない仕組みとなっている点や突合作業が手作業により行われており、事務マニュアルである「事務所・事業所課税（2号該当）に関すること」において詳細な記述がない点が原因と考えられる。

数年間の連続した事業所均等割課税対象者台帳を作成し、課税・非課税・廃業・開業のチェック欄を設けるような工夫を検討すべきである。

⑧課税資料データに関する電算処理業務の委託について（結果）

市は個人市民税の課税処理を行うにあたり、電算処理業務を以下のとおり外部委託している。

委託先	委託業務区分	業務内容
A 社	市県民税課税資料データ入力	事業所等から紙媒体で提出される給与支払報告書、公的年金支払報告書、又は市民税・県民税申告書等のデータ入力をう。
	課税資料イメージ画像作成	市県民税課税資料データの入力をうとともに、市で使用している課税資料検索システムで利用することのできるイメージ画像を作成する。紙媒体の課税資料についてはスキャニングを行い、イメージ画像を作成する。
	eLTAX（電子申告システム）のデータ変換	eLTAX（電子申告システム）を介して受信したデータを市指定レイアウトに変換し、課税データを作成するとともに、上記と同様に課税資料検索システムで利用することのできるイメージを作成する。
B 社	地方税電子申告支援サービス	市が地方税電子申告を利用するためのソフトウェアを提供する。 一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAX ポータルセンターと連携し、B 社内のサーバーに接続して、地方税の電子申告等の支援を行うクラウド方式によるコンピューターサービスを提供する。

市は上記の課税資料のデータ処理等（以下「課税資料データ業務」という。）を全て A 社に委託しており、A 社は委託契約書（委託業務明細書を含む）及び委託業務仕様書（以下「委託契約書等」という。）に基づき上記業務を自社内で行っている。データの受け渡しは、1月から4月までの詳細なスケジュールに従い、その都度「パンチデータ授受簿」を作成し、データを USB メモリーに保存して行っている。

市は、市民の課税情報のデータ処理を外部委託することについて、情報の管理、機密保持又は廃棄に関する細心の注意を払わなければならず、委託契約書等に基づく A 社とのやり取りが非常に重要となる。

さらに、情報漏えい防止の観点から「大津市情報セキュリティポリシー」に照らし、外部委託先の選定や委託契約項目の確認等にも十分な配慮が必要である。

しかしながら、市と A 社との間で行われている課税資料データ業務は以下の項目について、委託契約内容と異なっている。

契約条項	契約内容	現状
第5条 情報管理担当者の指定	A 社は情報管理者を定め、市にその氏名を通知するものとする。	担当者の報告はない。
第7条第2項 秘密の保持	A 社は市の保有するデータを、磁気テープ等に記録して、市の事業所から持ち出してはならない。	市の保有するデータを USB メモリーへ保存して、A 社へ渡している。
第7条第3項 秘密の保持	A 社は市の事業所内で委託業務を遂行する A 社の使用人に対し、市の定める様式による誓約書を市に提出させなければならない。	誓約書の提出はない。
第15条 立ち入り検査	市は、A 社の事務所に立ち入り、委託業務の実施状況及び契約条項の履行について検査し、改善を指示することができる。	最近数年間は行われていない。

上表の委託契約書第 7 条第 2 項及び第 3 項に記載されている文言を見る限り、課税資料データ業務は市庁舎内で行われるものと解されるが、現状は USB メモリーに格納されたデータを A 社が持ち帰り、全ての課税資料データ業務が A 社内で行われている。

この点を市民税課に確認したところ以下の回答を得た。

- ・ A社との委託契約書には市統一様式5-2号を使用しており、この様式は、そもそも市役所内において、データパンチ業務を行う場合の契約書様式となっている。
- ・ 第7条第2項及び第3項は、A社との契約には一切関係のない文言であり、そもそも本契約書において削除しておくべき箇所である。
- ・ A社との委託契約内容については、第8条に記載されている。

契約書は、当事者の合意内容を明確にし、紛争を防止するための重要な書面であり、市民の個人情報を取り扱う課税資料データ業務では、その重要性は極めて高いにも関わらず、A社と委託契約書を取り交わす際に契約文言の確認が疎かになっていたことは問題であり、早急にA社との委託契約書を見直すべきである。

次に、A社との委託契約書第8条を確認したところ、その主な内容は以下のとおりであった。

- (1) データ記録媒体及び入力原票の授受、搬送及び使用
- (2) 入力原票の返却
- (3) データ記録媒体及び入力原票の保管
- (4) 前条の保管場所への入退室の制限
- (5) データ記録媒体の廃棄
- (6) データ記録媒体及び入出力原票の複写、複製の禁止
- (7) A社事務所以外の場所における委託業務処理の禁止

上記内容及びA社との委託契約書内容全般（第7条第2項及び第3項を除く）並びに委託業務仕様書内容と実際の委託業務内容を照らし合わせたところ、特段の問題はなかった。

また、情報システムの運用等に関しては、外部委託事業者からの情報漏えい等の事件が発生しており、情報漏えい防止の観点から、市において「大津市情報セキュリティポリシー」が作成されている。

「大津市情報セキュリティポリシー」の主な項目とその内容は以下のとおりである。

項目	内容
(1)外部委託先の選定	①委託業務の内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されているかを確認しなければならない。 ②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得等を参考にして、事業者を選定するよう努めなければならない。
(2)委託契約	情報システムの運用等を外部に委託する場合は、委

項目	託業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。 ①情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ②委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ③提供されるサービスレベルの保証 ④従業員に対する教育の実施 ⑤提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ⑥業務上知り得た情報の守秘義務 ⑦再委託に関する制限事項の遵守 ⑧委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ⑨委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ⑩市による監査、検査 ⑪市による事故時等の公表 ⑫情報セキュリティポリシーが遵守されなかつた場合の規定
(3)確認及び措置等	情報セキュリティ管理者及び情報セキュリティ責任者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じて適切な措置を行わなければならない。

A社との委託契約書と上記「大津市情報セキュリティポリシー」における確認項目を照らし合わせたところ、以下の項目について、適切な措置が取られていないことが確認された。

(ア) 上表(2)の委託契約項目における①から⑫の要件

- ・②委託先責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定について

委託契約書第5条には、「A社の情報管理担当者を定め、市に通知する」となっているが、市への通知はない。市民の個人情報を取り扱う上で作業者と責任者とを特定しておくことは、情報漏えいの抑止力にもなり、その手順を委託契約書に明記すべきである。

また、委託契約書等から、作業場所はA社内であることが推察できるものの、作業場所を特定することはできない。情報の管理や不正アクセスの防止の観点からも、作業場所を特定すべきである。

- ・⑪市による事故時等の公表について

委託契約書等には、事故発生時の措置は記載されているが、市の公表については明記されていない。事故が発生した時の社会的影響を考慮した上で、市の対応や公表についても明記する必要がある。

(イ) 上表(3)の確認及び措置等

委託契約書等には外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することの手順は明記されていない。また、委託契約書等には立ち入り検査についての記載があるが、最近数年間は行われていないとのことである。不正アクセスの多様性に対応するためにも、A社において必要なセキュリティ対策が確保されていることを市は定期的に確認する必要があり、そのために定期的な監査や検査を行う必要がある。

課税資料のデータには市民の氏名や住所の他に生年月日、性別、収入金額、所得金額といった個人情報の最重要項目が含まれており、その取扱いには細心の注意を払う必要があることは言うまでもない。もちろん、委託契約書等には「個人情報取扱特記事項」が添付されているが、個人情報の取扱い、管理、及び廃棄について、市とA社との間でその責任の所在を明確にし、さらに事務取扱担当者並びに監督者を互いに把握しておくことが必要である。

事故等で市民の個人情報が漏えいした場合の対応や漏えいを防止するための仕組みを構築する上でも、市はA社との委託契約書等を見直し、「大津市情報セキュリティポリシー」に沿ったものに変更すべきである。

⑨給与支払報告書未提出事業主の捕捉について

個人住民税の特別徴収においては、事業主から提出された給与支払報告書に基づき、市が特別徴収税額の計算を行い、事業主へ特別徴収税額の通知を行う流れとなる。そのため、課税客体を捕捉するためには、市在住の給与所得者に対して給与を支給する事業者を特定し、未提出の事業主へ給与支払報告書の提出を求めることが必要となる。

市では、前年度に給与支払報告書の提出実績のある事業主に対して給与支払報告書を送付し、未提出の事業主へ対して催告を行っている。

(ア) 新規設立法人への対応について（結果）

前年度に給与支払報告書の提出実績のある事業主に対して給与支払報告書を送付し、未提出の事業主へ対して催告を行っているのみであり、新規設立法人に対して給与支払報告書の提出を促す手続は実施されていない。そのため、新規設立法人による給与支払報告書の提出漏れを発見できないおそれがある。

新規設立法人は、市へ法人設立（開設）申告書の提出が必要とされており、法人市民税担当では、当該申告書により課税客体を捕捉し、法人市民税の賦課決定を行っている。そのため個人市民税担当は法人市民税担当と連携し、当該申告書の提出時に、新規設立法人に対して、給与支払報告書の提出を求めることが必要である。

また、法人設立（開設）申告書の様式内のその他の項目に記載されている個人住民税の徴収方法欄において、「1. 特別徴収、2. 普通徴収、3. 未定」とあり、徴収方法を選択できるかのような記載となっている。地方税上、所得税を徴収している事業主は、原則として、特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされており、事業主の希望等により普通徴収を選択することはできないことから、申告書の様式についても見直す必要がある。

法人設立(開設)申告書

(出典: 大津市ホームページ 法人市民税)

<http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/zei/shimin/hojin/1390455327327.html>

(イ) 法人市民税賦課事業主への対応について（意見）

市内で事業を営み、法人市民税の均等割を賦課されている事業主については従業員数が 51 人以上であり、市内に在住する従業員が相当数いることが容易に推測される。法人市民税を賦課されている事業主の特別徴収制度に対する認識不足等から、給与支払報告書が提出されていない可能性がある。そのため、法人市民税の均等割を賦課されている事業主を対象に、給与支払報告書の未提出がないかどうかを調査することは有用である。

なお、外部監査において、市内で事業を営み、法人市民税の均等割を賦課されている事業主（従業員数が 51 人以上）を対象に、給与支払報告書の提出がなされているかどうか、特別徴収義務がなされているかどうかを調査しようとしたものの、税総合システムから一覧等が出力されず、調査することができなかつた。

個人市民税担当では、法人市民税担当と連携の上、法人市民税の均等割を賦課されている事業主を対象に、給与支払報告書の未提出がないかどうかを調査について、代替的な調査方法も含めて検討することが望まれる。なお、税総合システムから一覧等が出力されないことを理由に、実施できない場合には、システム更改時に仕様書の要件として盛り込むことが望まれる。

(ウ) 確定申告書、市申告書により給与所得を申告する者への対応について

（意見）

確定申告書や市申告書によって給与所得の申告が行われ、給与所得の証明に源泉徴収票が添付されることがあるが、通常、市では、普通徴収による課税決定を行っている。しかしながら、所得税を徴収している事業主は、特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされている。そのため、給与支払を行っている事業主を特定し、給与支払報告書の提出、及び個人住民税の特別徴収を促すことが必要である。

2. 法人市民税

(1) 概要

①過去3年間の決算の状況

法人市民税の平成24年度から平成26年度までの市税収入の推移は以下のとおりである。なお、平成26年度において納税義務のある法人は7,782社となっている。

(単位：千円、%)

平成24年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	3,323,529	3,327,615	-	13,948	100.1
滞納繰越分	53,820	8,444	2,874	42,500	15.7
法人市民税合計	3,377,349	3,336,059	2,874	56,449	98.8

平成25年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	3,256,434	3,253,431	-	13,451	99.9
滞納繰越分	56,449	8,874	6,553	41,021	15.7
法人市民税合計	3,312,883	3,262,305	6,553	54,473	98.5

平成26年度	調定額	決算額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年課税分	3,992,022	3,990,618	-	14,992	100.0
滞納繰越分	54,473	8,929	5,000	40,548	16.4
法人市民税合計	4,046,495	3,999,548	5,000	55,541	98.8

②法人市民税の減免制度

法人市民税については、特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、市民税を減免することができることとされており（地方税法第323条）、市においてもその市税条例第56条第2項で市民税の減免について規定している。

市税条例第 56 条第 2 項

次に掲げる法人に対しては、収益事業を行うものを除き、市民税の均等割を減免する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人(法第 296 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。)
- (2) 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものに限る。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)
- (3) 地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- (4) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、公益上その他特別の事由があるもの

なお、上記の市税条例第 56 条第 2 項第 2 号における「非営利型法人」とは、一般社団法人又は一般財団法人のうち、以下の要件①の全て又は要件②の全てのいずれかを満たす法人をいう（法人税法第 2 条第 9 号の 2、法人税法施行令第 3 条）。また、当該要件に該当する場合は、特段の手続を経ることなく非営利型法人となる。

法人の類型	要件
①非営利性が徹底された法人 (法人税法第 2 条第 9 号の 2 イ、法人税法施行令第 3 条第 1 項)	<ol style="list-style-type: none">1. 定款に剩余金の分配を行わない旨の定めがあること。2. 定款に解散したときはその残余財産が国・地方公共団体又は公益性のある法人に帰属する旨の定めがあること。3. 上記 1. 及び 2. の定款の定めに反する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。4. 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が理事の総数の 1/3 以下であること。
②共益活動を目的とする法人 (法人税法第 2 条第 9 号の 2 ロ、法人税法施行令第 3 条第 2 項)	<ol style="list-style-type: none">1. 会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。2. 定款等に、会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること3. 主たる事業として収益事業を行っていないこと。4. 定款に特定の個人又は団体に剩余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと

	と。 5. 定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体に帰属する旨の定めがないこと。
	6. 上記 1. から 5. 及び下記 7. に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剩余金の分配等により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	7. 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が理事の総数の 1/3 以下であること。

同条項による法人市民税均等割額の減免実績は以下のとおりである。

平成 24 年度	a	b	c	D	e	f	合計
申請件数	17	11	3	63	21	1	116
決定件数	17	11	3	63	21	1	116
減免税額 (千円)	850	479	150	2,773	1,000	50	5,302

平成 25 年度	a	b	c	D	e	f	合計
申請件数	30	18	4	67	10	1	130
決定件数	29	18	4	67	10	1	129
減免税額 (千円)	1,416	837	187	3,099	500	50	6,091

平成 26 年度	a	b	c	D	e	f	合計
申請件数	34	33	7	64	2	1	141
決定件数	34	33	7	63	2	1	140
減免税額 (千円)	1,700	1,612	274	2,933	79	37	6,637

※ a から f については下記 (減免区分) 参照

(減免区分)

区分	適用条項※	説明
a	1 号	公益社団法人・公益財団法人
b	2 号	一般社団法人・一般財団法人
c	3 号	認可地縁団体
d	4 号	特定非営利活動法人
e	1 号	特例民法法人
f	5 号	公益上その他特別の事由があるもの

※ 市税条例第 56 条第 2 項

③法人市民税の賦課事務の流れ

(ア) 登録

法人が開設・異動等の届出を行うことにより、市民税課がその事実を把握し、税宛名や法人基本情報等の情報の新規登録・変更等を行う。また、前事業年度に確定申告があった法人等に対しては、当該情報に基づき、確定申告書を送付している。

(イ) 未申告法人調査

市民税課が税務署へ赴き、登記事項調査票を閲覧することにより、市に提出されている開設・異動等の届出に漏れがないかを確認している。なお、地方税法第325条では、「市町村長が市町村民税の賦課徴収について、政府に対し、所得税又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書、連結子法人が政府に提出した法人税法第81条の25に規定する書類又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする」と定められており、市と国の連携が担保されている。

また、国から滋賀県を通じて法人税の確定申告・修正申告に係る情報を入手しており、当該情報により、法人市民税の申告漏れがないかをチェックしている。

これらに加えて、市民税課では、休業届が提出されている法人に対する現地調査、地図・Webサイト（求人情報等）等による新規設立法人等の調査を実施している。

(ウ) 調定

法人が確定申告、修正申告などにより申告した税額に対し、市民税課は、上記の法人税額の情報から税システムにより再計算した結果と整合しているかを確認している。

(エ) 更正・決定

法人が更正の請求を行ってきた場合、市民税課は、その内容と、地方税法第63条第4項に基づき国から滋賀県を通じて得られる情報とを照合することによりチェックを行っている。

地方税法 第63条

第2項

政府は、法人税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。第65条第2項において同じ。）の金額並びに法人税額及び連結法人税額を当該更正若しくは決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人（当該法人が連結親法人（連結申告法人に限る。以下この項において同じ。）の場合にあっては、当該連結親法人及び当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人）の事務所又は事業所（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならない。

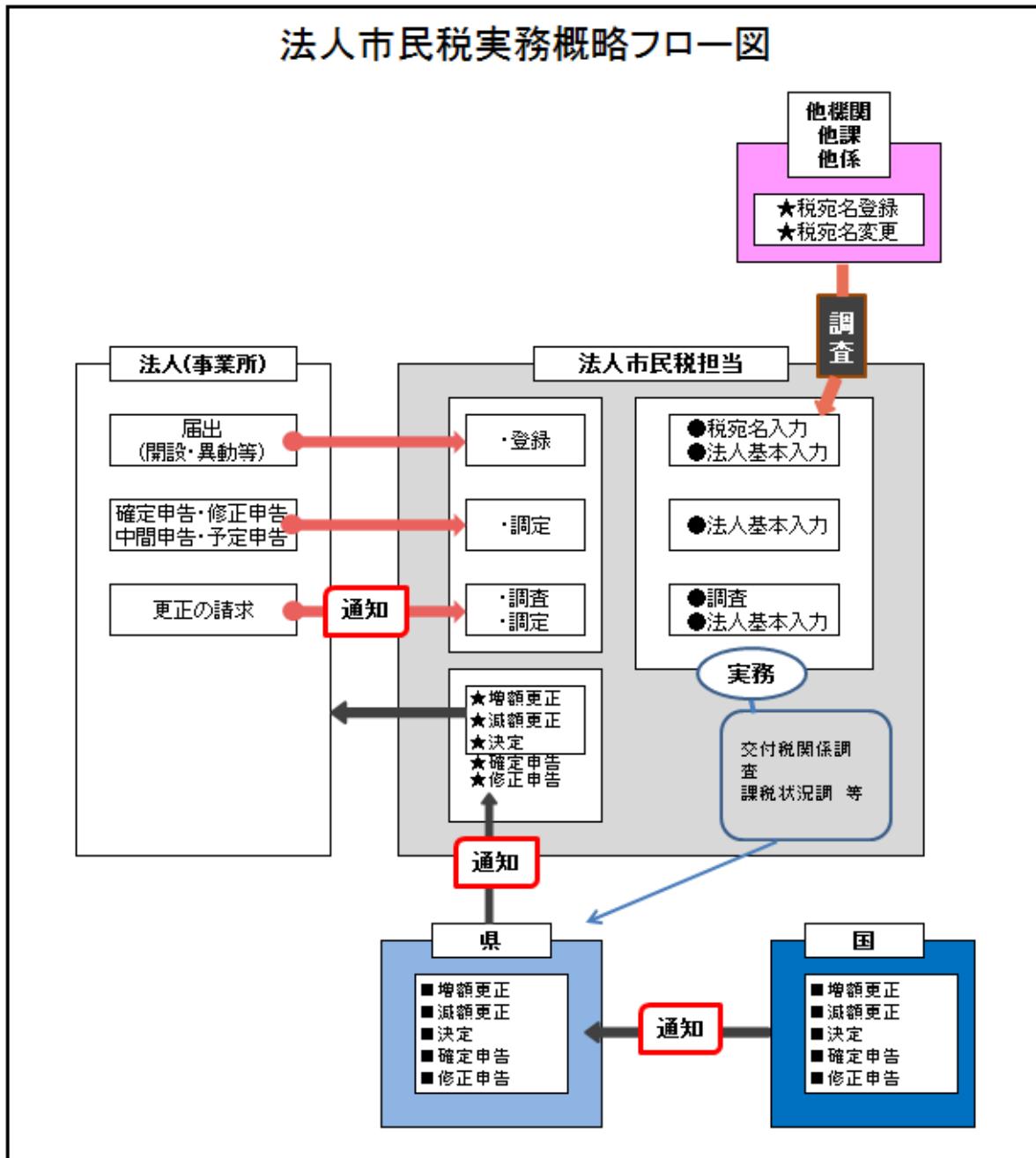
第3項

前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。

第4項

前2項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

法人市民税実務概略フロー図



(2) 実施した監査手続

- ① 法人市民税の課税事務について担当者への質問及び関連資料の閲覧を行うことにより、事務の概要を把握した。
- ② 休業法人に対する実態調査方法について質問及び関連資料の閲覧を行い、その方法等に問題がないかを検討した。
- ③ 減免申請書を閲覧し記載内容に不備等がないかを検討した。

- ④ 法人市民税の課税標準となる法人税額が正確かどうかの確認方法について質問及び関連資料の閲覧を行い、その方法等に問題がないかを検討した。
- ⑤ 税務署への調査状況について質問を行い、調査結果をまとめた資料を閲覧した。
- ⑥ 未申告法人に対する把握の方法及びその対応状況について質問を行った。
- ⑦ 法人市民税の申告書に記載されている従業員数の正確性の検証方法について質問を行い、その方法等に問題がないかを検討した。

(3) 監査の結果及び意見

① 休業法人調査について(意見)

休業届を提出し、法人市民税を免除されている法人について、市の調査方法を質問及び関連資料の閲覧等により把握した。市としては、休業届を提出した法人に対し、現地訪問を実施することや、日本年金機構の全喪事業所に該当するかどうかを確認することで、休業法人が実際に事業を行っていないかを調査している。

市が平成26年度に実施した調査55件に関する調書を閲覧したところ、その文書化内容に以下の問題があるものが散見された。

(ア) 調査日付が記載されていない(11件)

調査調書には調査時の日付が記載されていないものが11件発見された。調査日又は調査時間に特有の状況が生じている可能性もあるため、日付、曜日及び時間の記録は不可欠であると考えられる。

また、追加調査を実施し、調書にその内容を追記した場合、調査タイミングの相違により生じた結果を識別することが困難になると考えられる。

(イ) 調査実施者が記載されていない(全件)

調査実施者の記載がない場合、第三者から見ると責任の所在が不明確となるため、調査実施者の記載は不可欠であると考えられる。

(ウ) 調査内容が統一されていない

調査実施者によって調査内容に差異があり、その深度に差がある。又は、同一の調査実施者であったとしても、調査内容に大きな差が認められる場合がある。個人の特性、経験等により調査内容に差が生じるのは不可避で

あると考えられるが、各調査において最低限のレベルを確保する必要がある。このためには、調査調書のひな形として、各調査で最低限必要と考えられる事項を予め列挙しておくことが望ましい。例えば、以下の事項が挙げられる。

- ・現地調査なのか、机上調査なのか
- ・日本年金機構の全喪事業所に該当するか否か
- ・Web サイトの有無
- ・看板、表札等の有無

②減免申請の審査（定款等の確認）について（結果）

法人市民税の減免を受けるためには、減免申請書を提出し、市により認可を受ける必要がある。減免対象法人は以下のように定められている（市税条例第 56 条第 2 項）。

- ・公益社団法人、公益財団法人
- ・一般社団法人、一般財団法人（営利を目的としてないもの）
- ・認可地縁団体
- ・NPO 法人
- ・その他

平成 26 年度においては、減免申請 141 件に対し、140 件が認可されていた。この申請書を閲覧し、その内容又は認可した市の判断に問題がないかを検討した。

市税条例第 56 条第 3 項において、認可を受けようとする法人はその法人の種類等を証明する書類を添付して申請することとなっており、市としては、定款又は寄付行為の提出を求めている。しかし、過年度より定款等に変更のない法人の場合、定款を提出することなく、代わりに市が過年度の定款を自らコピーし申請書に添付することがある。

実際に定款等に変更がない場合には、このような取扱いも容認することが可能と考えられる。しかしながら、このような取扱いが長年にわたって継続された結果、申請書上の法人名と定款の法人名が異なるものが散見された。

申請書上の法人名	定款上の法人名	件数
公益社団法人	社団法人	3
公益財団法人	財団法人	3

一般社団法人	社団法人	3
一般財団法人	財団法人	4

また、財団法人の寄付行為の表紙に、手書きで「一般財団法人」と記載しているものが1件発見された。

これらについては、平成20年に社団法人、財団法人がそれぞれ公益社団法人又は、一般社団法人、公益財団法人又は一般財団法人となった際に定款変更を行っているはずであり、その後、変更後の定款を提出していないことになる。

さらに、NPO法人の中には、申請書上の法人名に特定非営利活動法人「A」と記載されているにも関わらず、定款の法人名は「B」となっているものがあり、「B」を横線で消して、「A」と手書きで追記しているものが発見された。この法人については、申請書上の法人と定款上の法人とを同一視することが極めて困難であり、減免申請を認可せずに、申請書の再提出を求める必要があったと判断できる。

以上から、市税条例に記載のとおり、原則として減免申請のたびに、法人から定款等を提出させる必要があると考えられる。

③減免申請の審査（収益事業の確認）について（結果）

法人市民税の減免申請を行っている一般社団法人又は一般財団法人が収益事業を行っていないことについて、市民税課は減免申請時に確認していない。

市としては、後述する法人税額データと法人市民税申告書上の法人税額との照合を行う際に、仮に減免申請を行っている一般社団法人又は一般財団法人が収益事業を行っている場合、担当者は税システムに登録されている法人税額を確認することになる。この時点で、担当者はシステム上の「最終申告」欄に「減免」（減免申請が認可されている法人）か「確定」（法人市民税が課されている法人）のステータスを参照することにより、減免申請を認可されている法人が実際には収益事業を行っていることを把握することができる。

しかし、この手続は、法人税額の正確性を確認することであることから、法人市民税の減免の適否に焦点が当てられていないため、担当者が見落とすことが想定される。このため、減免申請を行った一般社団法人又は一般財団法人について、収益事業が行われていないことを網羅的に確認するに

はこの手続では不十分であると考えられることから、減免申請を行った一般社団法人又は一般財団法人を母集団として、それぞれの法人が実際に収益事業を行っていないかを確認することが必要であると考えられる。

④課税標準の正確性について

法人市民税の課税標準となる法人税額の正確性を確認するため、市は、滋賀県を通じて国税局から各法人の法人税額データを受領し、当該データと法人市民税の申告書上の法人税額とを照合している。また、法人市民税額の正確性については、法人税額を税システムに入力し再計算を行った結果と、申告額とをマッチングさせている。

市が適切に法人税額のチェックを実施しているかについて、滋賀県からの通知書に記載されている法人税額とシステムに登録されている法人税額が一致しているかを照合することにより検討した。25件のサンプルを抽出したところ、全てについて一致しており、市の照合作業に不備等は認められなかった。

法人等の種類	件数
株式会社	19
有限会社	2
医療法人	3
協同組合	1

⑤税務署における登記事項調査票の確認について

市では、税務署において、登記所法人番号、登記日、異動日、法人名、異動事由等が記載された登記事項調査票を閲覧することにより、市に提出されている開設・異動等の届出が網羅的かを確認しており、平成26年度においては、853件の調査を実施している。

市では、登記事項調査票に記載されている内容を全て転記し、持ち帰っている。その後、職員2名により、その全ての法人につき、法人市民税の申告があるかを確認している。

以上から、税務署の保有している新規設立や異動に関する情報を使用することにより、網羅的に新規設立法人等の法人市民税の申告の有無を検討していると考えられる。

⑥未申告法人の把握について（意見）

ショッピングモールは店舗の入れ替わりが一定程度生じると考えられることから、市内のショッピングモールを1つ選定し、そのWebサイトに記載されている店舗からサンプルを抽出し、法人市民税の申告が行われているかを検討した。

個人事業主、法人市民税の納税義務者以外の法人、及び、平成26年度に設立又は異動があり、平成27年度以降に納税義務が生じる法人を除いた56件について、法人市民税の申告が行われているかを検討していたところ、全てについて申告が行われており、未申告法人の把握漏れは認められなかった。

調査対象	法人等の種類	件数
○	株式会社	51
	有限会社	5
×	個人事業主	7
	新規設立法人等	4

また、未申告法人に対する対応として、前年度に法人市民税の申告書を送付した法人及び当年度に設立や異動等があった法人に対して、市は申告書を送付している。しかし、送付するのみであり、その後のフォローは特に実施されていない。送付したにも関わらず申告を行わない法人については、その理由を調査し、申告義務のある法人に対して督促等を実施すべきである。

⑦保健所等との連携について（意見）

飲食店営業やクリーニング店営業には保健所の許認可が必要となる。このため、保健所の許認可情報は、網羅的に法人市民税の納税義務者を捕捉する際に有用であると考えられる。しかし、市では、保健所の許認可情報を法人市民税の納税義務者の捕捉に活用しておらず、その活用が求められる。

また、保健所の許認可情報から法人を25件抽出し、法人市民税の申告が行われているかを検討したところ、全てについて法人市民税の申告が行われていた。なお、対象とした法人は、平成26年度に法人市民性の申告が行われると考えられることから、平成25年4月から平成26年3月に許認可された法人を対象とした。

分類	業種	件数
食品	飲食店営業	16
	そ う ざ い 製 造 業	2
	麺類製造業	1
	菓子製造業	1
生活	美容所	2
	クリーニング所	1
	旅館業	1
	公衆浴場	1

⑧申告書上の従業員数の検証について（意見）

法人市民税の均等割額は、従業員数が 50 人以下か 50 人超かでその金額が異なる。このため、法人市民税の申告書に記載された従業員数の正確性が重要となる。しかし、市では、申告書に記載の従業員数を所与として、その正確性の検証を行っていない。少なくとも、申告書に記載されている従業員数が 50 人弱（例えば 40 人から 50 人）となっている場合には、より詳細な調査を行うことが求められる。

また、法人市民税の申告書を通査し、従業員数の記載が 40 人から 50 人となっている 8 法人について、市に提出された給与支払報告書の従業員数と比較した。給与支払報告書に記載されている従業員数は、法人の従業員（他市町村にある事務所等含む）のうち、市に住居のある従業員数が記載されるため、法人市民税に記載されている従業員数とは一致しないものの、参考にはなると考えられる。

この結果、申告書上の従業員数の方が多かった法人が 5、少なかった法人が 3 となっていた。これらのうち、給与支払報告書上的人数が申告書よりも大きくなっている下表の F、G、H については、追加調査が必要であると考えられる。また、両者的人数が極端に異なる B のような法人についても、追加調査を実施することが望ましいと考えられる。

法人	申告書上の 従業員数	給与支払報告書上の 従業員数
A	41 人	29 人
B	48 人	2 人
C	46 人	34 人
D	45 人	37 人
E	50 人	47 人
F	41 人	65 人
G	40 人	55 人
H	44 人	56 人